Ⅳ　いじめの早期対応

中津川市立福岡小学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見した場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切です。組織で動くことを基本とし、確かな初動体制が解決に向けての決め手となります。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、ブロックや学校体制で組織的に対応していきましょう。いじめられている（と感じている）児童の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていきます。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要です。

いじめ情報のキャッチ → **「いじめ対策委員会」の招集**

【「いじめ対策委員会」における対応】（個人で対応せず、あくまでも組織で対応！）

正確な実態把握

＜把握すべき情報（例）＞
◆誰が誰をいじめているのか？（加害者と被害者の把握）
◆いつ、どこで起こったのか？（場所と時間の確認）
◆どんな被害を受けたのか？（内容）
◆いじめのきっかけは何か？（背景と要因）
◆いつ頃から、どの位続いているのか？（期間）

○被害を訴える児童から、事実及び心情を十分に聴き取る。
・聴き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。
○いじめに関わったと思われる児童及び周囲の児童からの聴き取りを行う。
・５Ｗ１Ｈを時系列になるように記録する。
・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。
・聞き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
・いじめられた児童に寄り添いつつ、いじめた側の児童にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

指導体制・指導方針決定

○指導のねらいを明確にする。（被害者、加害者、周囲の児童）
○対応する教職員の役割分担を考える。
○すべての教職員への共通理解を図る。
○関係諸機関との連携を図る。

児童への指導・支援

○いじめられた側の児童へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望を持たせる指導・支援を行う。また、自信を持たせる言葉をかけ、自尊感情を高める。
○いじめた側の児童に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
○当時者の問題に留めず、学級、全校の問題として捉え今後に生かす手立てを仕組む。

保護者との連携

◇いじめられた側の保護者に対して
○発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
○保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
◇いじめた側の保護者に対して
○正確な事実関係を説明し、被害児童の心情を伝え、よりよい解決と加害児童の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

継続した指導・経過観察・保護者との連携

事後の対応

○教育相談の継続・ＳＣ等の活用
○道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。